社労士 ふ く し ま 月間情報 No.275
2020.6 月号

福島県社会保険労務士会
発行担当者　広報委員会
http://fukushima-sr.jp
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp
〒960-8252
福島市御山字三本松 19-3
TEL０２４－５３５－４４３０
FAX０２４－５３４－５４３２

【添付文書】

1. 令和２年度第４３回定時総会の開催について（別添）
2. 令和２年６月１日　会長メッセージ（別添）
3. 【開業会員及び法人の社員あて】「被災事業者の事業再開・再生支援事業」における雇用調整助成金に関する業務の専門家等の募集について（P10～）

新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症にかかる電話相談ホットライン　開設中！！
電話番号：０２４　－　５２６　－　２２７０　（福島県社会保険労務士会内）
受付時間：月曜日から金曜日（祝日を除く）午前９時から午後４時まで
相談内容：各種助成金に関する相談、有給休暇及び休業手当、休業に関する相談等

1.雇用調整助成金の申請費用助成について

下記自治体では、雇用調整助成金の申請手続きにおける費用の助成を行っております。

南相馬市：申請手続きを社労士等へ依頼した場合、作成に係る費用の２分の１を助成（上限５万円）
郡山市：助成金申請にあたり支払った事務委託手数料に２分の１を乗じて得た額を助成（1 事業所あたり年 10 万円を限度。）
須賀川市：申請事務を社労士等に委託した場合、費用の２分の１を助成（10 万円限度）

詳細は、各自治体の HP をご確認ください。
各自治体等の情報提供がございましたら、県会事務局までご連絡ください。

2.雇用調整助成金の個別相談会の開催について

社労士会として福島市及びいわき市で開催している個別相談会について、下記日程で開催いたしますので、関係先等への周知にご協力いただけますようお願いいたします。

＜福島市＞
【開催場所】県会事務局
【開　催　日】6 月 15 日（月）、16 日（火）、18 日（木）、22 日（月）、23 日（火）、25 日（木）
【開催時間】10：00～12：00、13：00～15：00
＜いわき市＞
【開催場所】いわき産業創造館　会議室 2（ラトブ 6 階）
【開　催　日】6 月 20 日（土）、6 月 27 日（土）
【開催時間】10：00～12：00、13：00～15：00

3.福島市飲食店営業継続支援給付金等について

売上高が減少している飲食店、事業者に対して事業の継続を応援するため、「福島市飲食店営業継続支援給付金」「福島市事業者営業継続支援給付金」が拡充されました。

詳細及び申請方法等については、福島市 HP をご確認ください。

4.連合会 HP 会員専用ページ情報

○雇用調整助成金に関する質問受付

社労士の皆様より雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する質問を受け付け、厚生労働省に照会します。連合会 HP「質問受付フォーム」よりご回答お願いいたします。

○雇用調整助成金に関する FAQ・社労士専用コールセンターへの主な Q&A

社労士の皆様よりいただいたご質問のうち、よくある質問について厚生労働省からの回答を掲載いたします。随時更新されますので、詳細は連合会会員専用 HP をご確認ください。

○厚生労働省設置　雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金社労士専用コールセンターについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、雇用調整助成金等コールセンター、ハローワーク等の機関に対して社労士から雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に係る専門的かつ詳細な質問・問い合わせが多く寄せられており、電話が繋がりにくい状況にあります。

この状況を踏まえ、今般、厚生労働省において雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金に関する社労士からの専門的・詳細な内容の問い合わせに対応することにより、事業主への迅速な支給決定につなげるための専用の問い合わせ窓口が厚生労働省に設置されました。

○電話番号：03-3595-2224（祝・祭日を除く）
○期　間　令和 2 年 5 月 18 日（月）から当面の間（平日のみ）
○内　容　雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の支給申請に係る支援として、
①実施計画書、支給申請書などへの記入事項の具体的な書き方
②支給申請書の提出にあたって、必要となる添付書類に関する事項
③労働基準法、労働契約法など労働関係法規に係る内容
④その他申請手続きに必要となる事項、これらの事項に係る電話相談
○その他　社労士からの問い合わせに厚生労働省から委任を受けた「社労士相談員」が対応します。 助成金支給に関する行政解判断、取扱い等についての回答を求める事が可能です。

○【社労士向け】雇用調整助成金解説動画

同助成金の申請実務について詳細に解説した社労士向け動画を公開しています。
解説：深石　圭介社労士
内容：1. 概要　2. 計画申請　3. 主な要件　4. 教育訓練、出向　5. 支給申請、その他助成金

県　会　情　報

1. 令和２年度総会　開催日程について

令和 2 年度総会について新型コロナウイルス感染拡大の影響を鑑み、開催延期させていただきましたが、この度下記日程で開催することとなりました。

日　時　　令和２年　７月１０日（金）　１３時３０分～
場　所　　ビッグパレットふくしま（郡山市南二丁目 52 番地）

※開催案内を同封いたしました。ご確認いただけますようお願いいたします。

2. 新型コロナウィルスによる雇用関係助成金等セミナー動画無料提供について

県会 HP にて無料でご視聴いただける助成金に関する解説動画について、下記動画を追加いたしました（労働新聞社提供）。視聴については、県会 HP 会員専用ページにログインしてご覧ください。

第 5 弾『雇用調整助成金追加情報（5 月 19 日分追加）』（約 30 分）
講師：ドリームサポート社会保険労務士法人　特定社会保険労務士　安中　繁　氏

3. 赤津雅彦氏著書「人事・賃金相談 Q&A　人事・賃金制度の「改革」と「運用」」の無料頒布について

平成 29 年度第 2 回研修会の講師でお呼びした株式会社賃金システム研究所所長　赤津雅彦氏より、著書「赤津雅彦の人事・賃金相談 Q&A　人事・賃金制度の「改革」と「運用」」を贈呈いただきました。

つきましては、先着 9 名様に無料（送料実費負担）で冊子を差し上げますので、ご要望の方は、県会事務局までご連絡いただけますようお願いいたします。

4. 福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
2 年度(4 月)	0 件	0 件	1 件	1 件
5/27(水)	0 件	0 件	3 件	3 件
今年度実績	0 件	0 件	4 件	4 件
総計	H15.6～R2.5　184 件		H19.7～R2.5　140 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労　働		年　金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
5/20～6/10	1 件	1 件	1 件	1 件

＜次回相談員＞
○社労士会総合相談所
【6/24】　杉原正雄
　　赤坂利彦
○被災者支援無料相談会
【6/17】　杉原正雄
【7/1】　坂巻量仁
【7/8】　諸橋千惠子
【7/15】　菅野公司

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【パワハラ】夫がパワハラでうつ病となっている。個人組合に加入し、職場環境改善、復職を申し出ているが、話が進まない。裁判の前に何か良い方法がないか。
【休暇】①年次有給休暇について。②傷病手当金をメンタルヘルスで受けている労働者がいるが、退職後はどうなるか。③役員報酬の支払いについて。
【社会保険】雇用保険の失業給付受給中。7 月分 1 日でも失業給付を受けると年金が全額支給停止との説明を受けたが、納得できない。
【国民年金】学生納付特例により保険料の全額免除される場合があると聞いたが本当か。
【厚生年金】令和元年 12 月に死去した父の老齢厚生年金の記録訂正に伴う過払い金返戻請求の対応について。

5. 県会ＨＰ会員専用ページ「情報ＢＯＸ」掲載情報（4 月 15 日～5 月 15 日）

以下について、県会ＨＰ会員専用ページに掲載されております。
http://fukushima-sr.jp/member/
※情報は随時更新いたしますので、ご確認をお願いいたします。

- ◆ 【重要】職場における新型コロナウイルス感染症への感染予防、健康管理の強化について
- ◆ 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
- ◆ 障害者雇用納付金の申告・納付の期限延長及び納付猶予並びに障害者雇用調整金の申請の特例措置について
- ◆ 令和 2 年 6 月 1 日「会長メッセージ」
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生計維持確認届・現況届の提出期限に係る取扱い
- ◆ 令和 2 年度における被保険者報酬月額算定基礎届の取扱いについて

連合会情報

1. 第１６回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験について

令和２年度第 16 回特別研修及び紛争解決手続代理業務試験の実施日程及び実施地域については、下記をご確認ください。

申込方法等の詳細は、連合会発行「月刊社労士６月号」（6 月 15 日発行予定）をご覧ください。**申込受付期間は、6 月 15 日～6 月 29 日（予定）となっております。申込を忘れると受講できませんので、忘れずお申込ください。**

◇第 16 回特別研修等の実施時期は以下のとおりです。

＜実施日程＞

中央発信講義（30.5 時間）

令和２年９月４日(金)～10 月２日（金）までの期間

※e ラーニングによる形式で行います。

グループ研修（18 時間）

令和２年 10 月３日(土)～11 月１日（日）までの期間

※開催地により日程が違いますので、ご確認ください。

ゼミナール　令和２年 11 月 20 日（金）10：00～17：00
11 月 21 日（土）10：00～17：00
11 月 28 日（土）10：00～13：00

代理業務試験　令和２年 11 月 28 日（土）２時間（午後）

＜実施地域＞○中央発信講義
e-ラーニングによる方法とするため、地域の限定なし
○グループ研修及びゼミナール、代理業務試験
全国７都道府県
（北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、福岡県）

2. 電子申請ヘルプデスクの設置について

連合会では電子申請の利用促進策の一環として電子申請ヘルプデスクを設置いたします。申請方法に関する問い合わせやご質問等ございましたら、下記ヘルプデスクをご利用ください。

≪電子申請ヘルプデスク≫
【電話番号】　０３－６２２５－４８６７
【設置期間】　令和２年６月 15 日（月）～8 月 31 日（月）（土日祝日を除く）
【受付時間】　１２：００～１６：３０
※パソコン等の設置・設定に関する問い合わせはお受けすることができません。また、ヘルプデスク設置期間中は、電話が大変混み合いますので予めご了承ください。

なお、e-Gov 電子申請システムの設定方法や、磁気媒体届書作成プログラムなどに関する質問等は、下記までお問い合わせください。

●e-Gov 電子申請システムの初期設定（動作環境の確認、電子申請アプリケーションのインストール等）や操作方法について
（連絡先）　050-3786-2225
（受付時間）　平日、土祝日　　9:00~19:00（４月～７月）
●磁気媒体届書作成プログラムを用いた電子申請（磁気媒体届書作成プログラムのインストール、利用方法）について
日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口
・0570-007-123　・03-6837-2913（050 から始まる電話でおかけになる場合）
（受付時間）　平日 8:30~19:00　　第２土曜日 9:00~17:00
●処理状況、処理結果など提出内容に関する問い合わせについて
提出先の事務センター（一部の地域は年金事務所）または公共職業安定所にお問い合わせください。

●業務ソフトに関する問い合わせについて
ご利用の業務ソフトを提供している各業務ソフト会社にお問い合わせください。

3. 【動画解説】G ビズ ID の取得から G ビズ ID 方式による電子申請のポイントを公開しました

2020 年 4 月 1 日から G ビズ ID を用いた電子申請が利用可能になりました。
連合会では、G ビズ ID の取得方法から、実際に G ビズ ID を用いた電子申請の方法について、実際の入力画面等に沿って解説した動画を作成いたしました。
申請できる手続きは一部に限られていますが、G ビズ ID の取得と実際の申請時におけるポイントを開設しています。
詳細は、連合会 HP 会員専用ページ「お知らせ」をご確認ください。

4. 連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html
＜通達情報＞

- ◆ 障害者雇用納付金の申告・納付の期限延長及び納付猶予並びに障害者雇用調整金の申請の特例措置について
- ◆ 緊急経済対策における税制上の措置等に関する周知について
- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生計維持確認届・現況届等の提出期限に係る取扱い
- ◆ 令和 2 年度における被保険者報酬月額算定基礎届の取扱いについて

関係機関だより

1. 最新情報を配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月３回メールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ＨＰアドレスからご登録ください。検索サイトより「協会けんぽ福島配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

2. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 県会 HP (http://fukushima-sr.jp)への月間アクセス数情報

5 月 1 日～31 日　総アクセス数　2,146　（内訳：新規 1,858　リピーター　288）

会務報告及び予定

5月　1日　監査、総務委員会（事務局及びオンライン会議）
11日　白河支部総会（東京第一ホテル新白河）
12日　福島県雇用労政課へ雇用調整助成金の申請手続き費用助成に関する要望のため訪問（福島県庁）宍戸会長
18日　雇用調整助成金の個別相談会の周知広報依頼のため訪問(商工会議所、商工会、FMポコ、ラジオ福島、民報　※民友については、新型コロナウイルスの影響により訪問者受入自粛中のため、チラシ送付により依頼)
宍戸会長、村山常任理事
21日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
22日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
22日　東北福島年金事務所との連絡会議（電話会議）
26日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
27日　福島県社労士会総合相談所（事務局）
28日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
29日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）

30日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
31日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
6月　1日　日本年金機構との算定基礎届の送付に係る打合せ（事務局）宍戸会長
1日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
2日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
3日　連合会常任理事会、理事会（オンライン会議）宍戸会長
4日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
5日　理事会（コラッセふくしま及びオンライン会議）
6日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
7日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
8日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
9日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
10日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）
11日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）
15日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
16日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
18日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
20日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）予定
22日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
23日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
24日　福島県社労士会総合相談所（事務局）予定
25日　雇用調整助成金の個別相談会（事務局）予定
26日　東北福島年金事務所との連絡調整会議（東北福島年金事務所）
宍戸部長、大原副部長　出席予定
27日　雇用調整助成金の個別相談会（いわき産業創造館）予定
30日　連合会総会（パレスホテル東京）
※代議員として大原副会長、村山常任理事　出席予定
7月　10日　第43回定時総会（ビッグパレットふくしま）

［新型コロナウイルス感染症関連の相談件数（6月10日現在）］
★電話相談ホットライン（県会事務局）・・・１７２件
★各自治体における助成金相談会（南相馬市、白河市、会津美里町、会津若松市、南会津町、下郷町、只見町、郡山地区商工会、郡山商工会議所）・・・３８回開催、合計１１０件
★県会主催による個別相談会（福島市、いわき市）・・・１５回開催、合計２１件

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【変更】	郡　山	P9	赤坂利彦	事務所所在地、電話番号 須賀川市岡東町 158 TEL:0248-75-3507
		P11	長岡　聡	
			社会保険労務士法人トラスト	
	いわき	P19	奥瀬　円	事務所所在地： いわき市小名浜南富岡中前 5 番地 3
		P29	社会保険労務士法人HRM 総合事務所	
		P27	古俣成子	勤務先名称：㈱アルプスビジネスクリエーション

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。
政治連盟は社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営の基本方針より要約抜粋）

【令和２年度　定期大会の開催について】

令和2年度定期大会の開催について、7月10日（金）福島県社会保険労務士会定時総会終了後15時45分より開催いたします。開催案内及び議案書等は後日、送付いたします。

【自由民主党福島県支部連合会への雇用調整助成金の利用促進に関する要望活動】

雇用調整助成金の申請代行における申請費用助成の要望のため、吉田政連会長、高山副会長、白岩幹事長が５月１９日（火）福島県庁を訪問いたしました。

自民党福島県支部連合会　渡辺義信幹事長、矢吹貢政調会長、山田平四郎筆頭副幹事長、鈴木智広報委員長へ下記要望書を提出し、要望いたしました。

〔雇用調整助成金の利用促進に関する要望〕

新型コロナウイルス感染症では、休業要請や移動制限等によって県内でも多くの事業所で経営が立ち行かなくなり、従業員の雇用はもちろんのこと、家賃や社会保険料等の負担が大きくのしかかり、日々の生活に困窮する逼迫した状況となっております。感染拡大前の平時に戻るまでは、一進一退を繰り返しながらかなりの期間を要するものと思われ、その間、街中に失業者や生活困窮者が溢れかえらないよう、貴会におかれましては県民に対し、引き続き即効性のある大胆な対策を速やかに講じていただけるよう、よろしくお願い申し上げます。

そのような中にあって政府は、雇用維持策として従来からある雇用調整助成金に関し、支給要件や助成率等の緩和や拡充を行ない、さらに提出書類の簡素化も実施されました。しかし、実際に申請するとなると、適正な休業手当の支給やかなり細かい記載が求められるため、報道によれば相談件数に対する支給実績は、5月12日現在の速報値で1.9%に留まっています。まして、飲食店など家族経営の延長のような小規模零細事業者にとって、支給申請はかなり難易度が高く、あきらめているケースや、解雇、廃業に至っているケースも散見されます。

このような状況下で我々福島県社会保険労務士会では、そのような事業者の負担軽減と支給の迅速化に資するため、県内各地で多数の社労士会会員が相談のみならず申請代行でも協力しており、また、福島労働局から弊社労士会宛に、支援要請がなされております。

しかしながら、小規模零細事業者においては、社会保険労務士に雇用調整助成金の申請手続きを依頼する際に発生する社労士報酬の負担が困難な状況にあり、これらの負担軽減策がひいては雇用調整助成金の更なる活用と従業員の雇用維持につながるものと思慮します。

つきましては、福島県として小規模零細事業者が雇用調整助成金の申請手続きを社労士に依頼した場合、その費用に対し助成する制度を創設し、予算化いただきたく要望致します。

また、4月28日根本匠衆議院議員へ新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急要望書を手交し陳情を行いましたが、この度別添（P8～）のとおり回答いただきましたので、ご報告させていただきます。

＊政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただくため月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入されていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いいたします。

令和２年６月１日
根本匠メモ

福島県社会保険労務士会令和２年４月要望書について

１．雇用調整助成金について

（１）感染が確定していない労働者の取り扱い

★　発熱中の労働者や濃厚接触となった労働者に命じた休業も雇用調整助成金の対象となる。厚労省ＨＰに掲載しているＦＡＱの問６参照。

（２）支給対象となる要件の緩和

★　生産指標５％要件は残すが、比較対象月については「計画届を提出する月の前月の生産指標」と「計画届を提出する月の前々月からさかのぼった１年間のうちの適当な１か月」との比較も可能とするよう取扱いを緩和している（本年１月２４日以降事業を開始した事業場は昨年１２月と比較するという取扱いは４月２２日付けで廃止）。
例）本年２月に事業を開始し、５月に計画届を提出した場合→４月の生産指標と２月又は３月の生産指標を比較

★　「売上高」、「生産量」の他、事業所の事業活動を示す指標であれば、生産指標として確認している。

★　雇用保険被保険者とならない労働者のみ雇用しているが労災保険の手続きを怠っていた事業所についても、労災保険を適用し、その後、生産指標を確認できた場合は、助成対象となる。

（３）助成金の前払い

★　雇調金は休業等により労働者の雇用の維持を図った場合にそれに要する費用を助成するもので、労働者に休業手当等が支払われていることの確認なしに支給することは困難。

★　ただし、賃金締切日と賃金支払日にはタイムラグがあるものの、事業主が支払う額は賃金締切日に確定するので、賃金締切日以降給与明細などで休業手当額が確認できる場合は申請手続きを可能としている。

★　また、累次の書類簡素化などにより、申請から給付までの期間を２週間とすることを目標として審査の迅速化に努めている（現在、日々の支給決定件数は２週間前の申請受理件数を上回って推移している）。

（４）緊急対応期間の延長

★　現在６月３０日までとしている緊急対応期間を９月３０日に延長することを二次補正予算案に計上。

（５）社会保険労務士が申請代行する場合の連帯責任

★　連帯責任条項は「結果的に不正を見抜けなかった」という場合を想定したものではなく故意の場合を想定したもの。

★　去る４月２８日に本省職業安定局長から全国社会保険労務士会連合会に雇調金の申請手続の支援についての協力要請を行った際、連帯責任条項は故意に不正の行為を行った場合に適用されるものであることを要請書に明記し、連合会にはご了解いただいている。

（６）助成率の引き上げ

★　対象労働者１人１日当たりの上限額を８３３０円から１５０００円（月額３３万円）に引き上げるとともに、中小企業が解雇等を行わず雇用を維持している場合の助成率を１００％とする（休業等の要請を受けているかどうかを問わないことにする）ことを二次補正予算案に計上。

２．休業補償について

★　中小企業の労働者のうち休業手当を受けることができなかったものに対し、休業前賃金の８０％（月額上限３３万円）を休業実績に応じて労働者に直接支給する「新型コロナウィルス感染症対応休業支援金」を創設すべく、二次補正予算案に関連予算を計上するとともに、関連法案を提出予定。

３．指定管理者に対する雇用調整助成金の適用について

○ 雇用調整助成金については、他の雇用関係助成金と同じく、労働者の賃金が公費によって支弁されている国、地方公共団体を助成対象外としていますが、国、地方公共団体から委託を受けて事業を実施する民間企業においても、以下の労働者については、雇用調整助成金の支給対象外としています（当該民間企業自体が助成対象外となるわけではありません）。

・ 当該委託事業に従事し、賃金の全部又は一部が当該委託事業の委託費を原資として支払われている労働者（委託契約書等に委託事業に従事する者の人数及び賃金額が明記され、委託事業終了後に実際に支払った賃金額に基づき精算が行われる場合のように、対象労働者に対する賃金が委託費から支払われたことが明確であるものに限る）。

○ なお、挙げていただいた例のように、業務委託費から人件費が充てられていない場合は、その労働者の休業については雇用調整助成金の支給対象となります（例では、Ｂ社のＯＢ所長のみ対象となりません）。